

(第1条関係)寒川町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第35条 _____ _____の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し規定することを目的とする。</p> <p>～略～</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第35条及び<u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第11条第5項</u>の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し規定することを目的とする。</p> <p>～略～</p>

(第2条関係)寒川町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p><u>寒川町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例</u></p> <p>第1条 この条例は、<u>教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第16条第2項の規定に基づき、寒川町教育委員会の教育長(以下「教育長」という。)の給料その他の給与及び旅費並びに勤務時間等を定めることを目的とする。</u></p> <p>第2条 教育長の給料は、月額618,000円とする。</p> <p>2 教育長には前項の給料のほか、<u>地域手当、通勤手当及び期末手当を支給する。</u></p> <p>3 地域手当及び通勤手当の額は、<u>他の一般職の職員の例による。</u></p> <p>4 第1項及び第2項に規定する教育長の給料、<u>地域手当及び通勤手当の支給方法は、他の一般職の職員の例による。</u></p> <p>5 期末手当の額及び支給の方法は、<u>寒川町長等常勤の特別職の職員の例による。</u></p> <p>6 寒川町一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年寒川町条例第4号)第17条の2及び第17条の3の規定は、<u>第2項の期末手当の支給について準用する。この場合において、同条第1項及び第3項から第5項までの規定中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。</u></p>	<p><u>寒川町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>

第3条 削除	(削る)
第4条 教育長が職務を行うため旅行した場合には、旅費を支給する。	(削る)
第5条 教育長には、教育委員の報酬、費用弁償を併給しない。	(削る)
第6条 この条例に定めるものを除くほか、教育長の勤務時間その他の勤務条件は、他の一般職の例による。	教育長の勤務時間その他の勤務条件は、他の条例に定めがあるものを除くほか、他の一般職の例による。

(第3条関係)寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例
新旧対照表

現行				改正案			
～略～				～略～			
別表第1(第2条関係)				別表第1(第2条関係)			
番号	職名	支給区分	報酬額	番号	職名	支給区分	報酬額
1	教育委員会委員長	月額	60,000 円	(削る)			
2	教育委員会委員	同	51,500 円	1	教育委員会委員	月額	51,500 円
3～60	(略)			2～59	(略)		
別表第2(第4条関係)				別表第2(第4条関係)			
区分		費用弁償の額		区分		費用弁償の額	
A	別表第1に掲げる者のうち第1号から第9号までの者	特別職の職員の給与に関する条例(昭和38年寒川町条例第3号)に定める職員の旅費の例による。		A	別表第1に掲げる者のうち第1号から第8号までの者	特別職の職員の給与に関する条例(昭和38年寒川町条例第3号)に定める職員の旅費の例による。	
B	別表第1に掲げる者のうち第10号から第60号までの者	寒川町職員の旅費に関する条例(昭和38年寒川町条例第7号)に定める8級の職員の旅費の例による。		B	別表第1に掲げる者のうち第9号から第59号までの者	寒川町職員の旅費に関する条例(昭和38年寒川町条例第7号)に定める8級の職員の旅費の例による。	

(第4条関係)寒川町特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現行		改正案	
(目的及び適用範囲)		(目的及び適用範囲)	
第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条の規定に基づき、次に掲げる常勤の特別職に属する職員の給料、旅費及びその他の給与の額並びにその支給方法を定めることを目的とする。		第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条の規定に基づき、次に掲げる常勤の特別職に属する職員の給料、旅費及びその他の給与の額並びにその支給方法を定めることを目的とする。	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
<u>(加える)</u>		<u>(3) 教育長</u>	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
～略～		～略～	
職名	給料月額	職名	給料月額
町長	829,000円	町長	829,000円
副町長	673,000円	副町長	673,000円
		<u>教育長</u>	<u>618,000円</u>

(第5条関係)寒川町特別職報酬等審議会条例新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
第2条 町長は、議会の議員の議員報酬の額又は町長若しくは副町長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。	第2条 町長は、議会の議員の議員報酬の額又は町長、副町長若しくは教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。
～略～	～略～

(第6条関係)寒川町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第24条の2第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、町長が管理し、及び執行する。</p> <p>(1) スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)</p> <p>(2) 文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、町長が管理し、及び執行する。</p> <p>(1) スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)</p> <p>(2) 文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)</p>

改正附則

	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)附則第2条の規定により、改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項の教育長が在職する場合においては、この条例による改正後の寒川町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例、寒川町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例、寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例、寒川町特別職の職員の給与に関する条例及び寒川町特別職報酬等審議会条例の規定は適用せず、この条例による改正前の寒川町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例、寒川町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例、寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例、寒川町特別職の職員の給与に関する条例及び寒川町特別職報酬等審議会条例の規定は、なおその効力を有する。</p>
--	---

